

第1回 小田原市学区審議会 会議録

- | | | |
|---|-------|--|
| 1 | 日 時 | 令和7年5月2日（金） 10:00～11:00 |
| 2 | 場 所 | 小田原市役所6階 602 会議室 |
| 3 | 出席委員 | 8名（委員名簿順）
関野次男委員、宮内宏人委員、石井美佐子委員、綾部敏信委員、
阿部祥典委員、山本泰子委員、内山絵美子委員、坂本多恵委員 |
| 4 | 欠席委員 | 中戸川勇委員 |
| 5 | 出席職員 | 柳下教育長、菊地教育部部長、諏訪部教育部副部長、岡田教育部副部長、
安藤教育総務課長、松澤教育指導課長、澤地教育総務課副課長、
村田教育総務課総務係長、相川教育指導課学事・教職員係長、
廣瀬教育指導課主査 |
| 6 | 傍 聴 者 | 2名 |
| 7 | 内 容 | (1) 開会
(2) 議事
ア 審議会の公開について（傍聴希望への対応及び会議録の公開）
イ 諮問について
ウ 審議事項1 通学区域の一部改正について
エ 審議事項2 小田原市立小学校及び中学校に係る指定学校の変更等について
オ その他
(3) 閉会 |
| 8 | 配布資料 | 資料1 小田原市学区審議会規則
資料2 小田原市学区審議会 委員名簿
資料3 小田原市学区審議会の公開について（案）
資料4 諮問書（通学区域の一部改正等について）
資料5 審議事項1 通学区域の一部改正について
資料6 審議事項2 小田原市立小学校及び中学校に係る指定学校の変更等について
参考資料1 小田原市立小学校及び中学校に係る指定学校の変更に関する要綱
参考資料2 小田原市立小学校及び中学校に係る区域外就学の承諾等に関する要綱 |

会議録

次第1 開会

○司会

「第1回 小田原市学区審議会」を始めさせていただきます。本日の会議につきましては、お手元の会議次第により進めさせていただきます。

議事に入るまでの間、わたくし、教育総務課長の安藤が進行を務めさせていただきます。

また、報道機関の方々や事務局による会議の撮影及び録音等について、皆様のご了承をいただいたうえで、撮影及び録音等を許可するものとさせていただきたいのですが、ご意見等ございますでしょうか。

(異議なし)

それでは、報道機関の方々及び事務局については、撮影及び録音等を許可するものといたします。

次第2 委員委嘱

○司会

初めに、委嘱状の交付を行います。

<柳下教育長より委嘱状交付>

次第3 教育長あいさつ

○司会

次に、柳下教育長からごあいさつを申し上げます。よろしくお願いいたします。

○柳下教育長

皆様、こんにちは。教育長の柳下でございます。

この度は、ご多忙の中、学区審議会の委員をお引き受けいただき、心から感謝申し上げます。

前回の学区審議会は、平成26年度に開催いたしましたので、11年ぶりの開催となります。

この間、本市の教育を取り巻く環境は大きく変化しました。中教審の答申に基づく学びのスタイルの変化、一人一台端末の導入を始めとするデジタル化の進展、地域とともにある学校づくりの一環として、本市の全小中学校に、学校運営協議会も設置されました。

このような変化に対応しながら、令和4年度に策定した「小田原市教育大綱」において掲げている「社会力を育むおだわらの学び」を目指して、教育の質の確保や学びの充実に取り組んでいるところでございます。

さて、今回は、栢山地内の通学区域の見直しと、小中学校の指定学校の変更等につきまして、御審議いただきます。

特に、指定学校の変更については、現在、三の丸小学校において、児童数の増に伴う教室の不足という現実的な課題もあることから、様々な視点からの御意見を賜りたく、お諮りするものでございます。

本日は、自治会・PTA代表の委員、学校代表の委員、公募の委員に加え、学識経験者として小田原短期大学の内山准教授にお越しいただいておりますので、それぞれのお立場から、忌憚のないご意見をいただきたいと存じます。

限られた時間ではございますが、円滑に御審議を進めていただきますようお願いいたします。私

からのあいさつとさせていただきます。

本日は、よろしくお願いいたします。

次第4 委員及び出席者紹介

○司会

それでは、「委員及び出席者紹介」を行います。資料2 委員名簿をご覧ください。名簿順に、自己紹介をお願いしたいと思います。

恐れ入りますが、関野委員からお願いします。

<関野委員から順に自己紹介>

○司会

ありがとうございました。以上の皆様に委員を務めていただきます。

事務局の出席者につきましては、資料2 裏面（2 ページ）の名簿のとおりとなりますので、紹介は省略させていただきます。

なお、本委員会の会議につきましては、委員数9名のうち8名のご出席をいただいておりますので、審議会規則第5条第2項の定足数に達しており、会議が成立しておりますことをご報告させていただきます。

ここで、配布資料の確認をさせていただきます。

<配布資料の確認>

次第5 会長及び副会長の選出

○司会

それでは、次第5「会長及び副会長の選出」に移らせていただきます。

会長の選任につきましては、審議会規則第4条の規定により、委員の皆さまの互選により定めることとされております。

会長及び副会長の選任につきまして、ご意見はございますか。

○石井委員

もし立候補がないようでしたら、事務局案をご提示いただければと思います。

○司会

ただ今、石井委員から事務局案の提示をというご発言がございました。よろしいでしょうか。

（異議なし）

それでは、事務局から提案願います。

○事務局

事務局案でございますが、会長につきましては、地域団体の代表ということで、関野委員にお願いしたいと考えております。

副会長につきましては、同じく学識経験者としてご参画いただいている内山委員にお願いしたいと考えております。

○司会

ただ今、事務局より会長には関野委員を、副会長には内山委員を推薦する提案がありましたが、いかがでしょうか。

（異議なし）

○司会

それでは、会長は関野委員に、副会長は内山委員にお願いいたします。会長、副会長におかれましては、お席の移動をお願いいたします。

会長、副会長から、それぞれ一言ごあいさつをいただきたいと存じます。よろしくお願いいたします。

<関野会長あいさつ>

<内山副会長あいさつ>

○司会

ありがとうございます。

ここからは、会長に議事の進行をお願いしたいと存じます。よろしくお願いいたします。

次第6 議事（1）委員会の公開について

○関野会長

それでは、次第に沿って進めさせていただきます。

次第6 議事（1）「委員会の公開について」事務局から説明をお願いします。

○事務局

それでは、資料3「小田原市学区審議会の公開について（案）」をご覧ください。

「1 委員会の公開」ですが、本委員会の公開につきましては、次ページ別添の「小田原市審議会等の会議の公開に関する要綱」に基づき、原則公開するものといたしますが、議事において個人情報等を取り扱う場合は非公開とすることができるとなっております。

今回の委員会につきましては、個人情報等を扱っている議事はございませんので、公開が妥当と思われませんが、後程ご審議のうえ、公開の可否を決定していただきたいと思います。

資料3にお戻りください。委員会開催の周知、傍聴を希望する方への対応につきましては、「2 傍聴希望への対応」のとおりとさせていただきます。このうち、（2）の傍聴人数は10人以内としておりますが、会場の広さを考慮し、各回の人数は事務局で決定させていただきます。また（5）のとおり、新型コロナウイルスをはじめとする感染症等の拡大に伴い、傍聴の制限や傍聴方法をオンライン等に変更する場合は、その旨を市ホームページにおいて周知いたします。

なお、次ページは傍聴の際の注意事項です。こちらを、各回の傍聴者に配付する予定です。

説明は以上でございます。

○関野会長

ただいまの事務局からの説明につきまして、ご意見等ありますでしょうか。

（意見等なし）

○関野会長

よろしいでしょうか。

よろしければ、本件については事務局からの提案通りとすることで、ご異議はございませんでしょうか。

（異議なし）

○関野会長

それでは、そのように進めさせていただき、本委員会は公開することとします。

本日の傍聴希望者の有無について、事務局から報告をお願いします。

○事務局

本日の傍聴希望者は2名でした。ただいまから入場いたしますので、しばらくお待ちください。

次第6 議事（2）諮問について

○関野会長

次に、議事（2）「諮問について」です。事務局よりお願いいたします。

○柳下教育長

諮問事項（1）通学区域の一部改正について（2）小田原市立小学校及び中学校に係る指定学校の変更等について

諮問事項（1）住宅地等の開発により、新たな地番が割り振られた栢山 1135－2 地内に、通学区域の境界線があることから、地番の境界線に合わせた通学区域の変更について諮問する。

諮問事項（2）一部の学校で指定学校の変更による児童生徒の増員のため、教室の不足等の問題が生じていることから、小田原市立小学校及び中学校に係る指定学校の変更等について諮問いたします。

○関野会長

ただいま、教育委員会から通学区域の一部改正等についての諮問がありました。これを受けまして議事を進めてまいりたいと思います。

次第6 議事（3）審議事項1 通学区域の一部改正について

○関野会長

次に議事（3）「審議事項1 通学区域の一部改正について」です。事務局からの説明をお願いいたします。

○事務局

資料5 審議事項1「通学区域の一部改正について」をご覧ください。

「1 現状」ですが、㈱DNPフォトルシオの工場跡地である小田原市栢山 1135 番2については、令和5年に専用住宅を建設する開発事業計画届出書が提出され、現在、建設が進められております。当該土地の現在の学区は、下図の実線のとおり、旧工場跡地を横切る形で、北側が「桜井小学校、城北中学校」学区、南側が「東富水小学校、泉中学校」学区となっております。このため、開発される専用住宅の学区が分かれてしまっており、学区の境界を検討する必要があります。

「2 対応方法」ですが、これまでに、学区の境界に関係する各自治会長に相談し、開発事業計画届出書の内容から、北側に工場、南側に住宅が建設されることを勘案し、住宅に開発される敷地を下図の点線に示すとおり、一体的に「東富水小学校、泉中学校」の学区とすることについて、それぞれ同意を得ております。学区の境界を改める（下図の実線の境界線を点線に改める）ものでございます。資料5 審議事項1「通学区域の一部改正について」をご覧ください。

「1 現状」ですが、㈱DNPフォトルシオの工場跡地である小田原市栢山 1135 番2については、令和5年に専用住宅を建設する開発事業計画届出書が提出され、現在、建設が進められております。当該土地の現在の学区は、下図の実線のとおり、旧工場跡地を横切る形で、北側が「桜井小学校、城北中学校」学区、南側が「東富水小学校、泉中学校」学区となっております。このため、開発される専用住宅の学区が分かれてしまっており、学区の境界を検討する必要があります。

「2 対応方法」ですが、これまでに、学区の境界に関係する各自治会長に相談し、開発事業計画届出書の内容から、北側に工場、南側に住宅が建設されることを勘案し、住宅に開発される敷地を下

図の点線に示すとおり、一体的に「東富水小学校、泉中学校」の学区とすることについて、それぞれ同意を得ております。学区の境界を改める（下図の実線の境界線を点線に改める）ものでございます。

説明は以上でございます。

○関野会長

ただいま事務局から説明がありました。このことにつきまして、ご質疑やご意見等はありませんでしょうか。

（質疑なし）

○関野会長

ありがとうございました。それでは議事（３）についてはこれで終了とします。

次第６ 議事（４）審議事項２ 小田原市立小学校及び中学校に係る指定学校の変更等について

○関野会長

次に議事（４）「審議事項２ 小田原市立小学校及び中学校に係る指定学校の変更等について」です。事務局からの説明をお願いいたします。

○事務局

資料６ 審議事項２「小田原市立小学校及び中学校に係る指定学校の変更等について」をご覧ください。

この審議事項は現在、三の丸小学校で問題となっていることから、三の丸小学校の事例をご説明します。「１ 現状と課題」ですが、三の丸小学校は現在児童数の増加により通常の学級が４学級となっている学年もあり、特色であるオープンスペースの活用ができない等、学年や学級によって教室環境に差が出ております。現状では、会議室等を教室に改修するほか、放課後児童クラブの学校敷地外への移設も予定しておりますが、通常の学級数が２３を超えると教室の確保ができなくなるおそれがございます。児童数増加の１つの要因として、下の表のとおり、指定変更制度及び区域外就学制度により三の丸小学区外に居住する児童が市内の他小学校より大幅に多いことがあげられます。表は上から学年ごとの児童数（通常の学級・特別支援学級・合計・学区外から通学する児童の内数）と学級数（通常の学級、特別支援学級）です。その下、学区外児童の割合を三の丸小学校と市内全小学校と比較したものとなります。全体の４．３％に比べ、三の丸小学校は９．９％と高い割合になっています。

「２ 対応方法」は事務局で想定したものとして、大きく２つの方法を挙げております。

案１として、「指定変更制度等に係る要綱の改正により、学区外から通学する児童生徒を制限する。」方法です。この場合の影響・懸念事項といたしまして、「学区に居住する住民への影響はない。」「学区外から通学することを考えていた児童生徒と保護者に影響がある。」点が挙げられます。この案に関係する「小田原市立小学校及び中学校に係る指定学校の変更および区域外就学の承諾等に関する要綱」を参考資料として配付しておりますので、ご確認をお願いします。なお、いずれの要綱も重複する部分が多くなっておりますが、指定変更は市内の学区外から、区域外就学は市外からの通学に関するものとなります。

案２として、「学区の境界を変更する。」方法です。この場合の影響・懸念事項は「学区に居住する住民への影響が大きい。」（もともと学区に居住する方が変更の対象となることから）「学区を変更することについて、学区の住民からの理解が得られにくい。」点が挙げられます。

「３ 留意事項」としまして、既に学区外の小学校に通っている児童や、その兄弟姉妹について

は、不利益を被らないように、継続して通学できるように配慮が必要となります。

説明は以上でございます。

○関野会長

ただいま事務局から説明がありました。想定される対応策が提示されておりますが、このことにつきまして、ご質疑やご意見等がありますでしょうか。よろしければ、宮内委員から順にお願いします。

○宮内委員

難しい問題で、学区外から通う児童の理由もいろいろあるが、学区に住んでいる児童が学校に通えなくなることは問題である。また、現在通っている児童の兄弟が通えない、となることも問題となる。とはいえ、学区の児童を優先する必要はあると思う。

○石井委員

資料を見ると、学区外の児童が1割というのは多いと思う。指定変更を受ける理由に特徴的なものがあれば教えていただきたい。また、案1で要綱を変更する場合、どのように変更するか事務局の考えがあれば合わせて教えてもらいたい。

○松澤教育指導課長

参考資料1別表のとおり、両親等共働きが29名、店舗等を経営している場合が5名でこの2つの事由で半数を占めている。また、もともと学区内に居住しており、転居した後、継続して通っている等、転居による事由が17名となっている。

要綱の変更案については、参考資料の網掛け部分の修正を想定している。現在、この部分は不承認の事由を2つ記載しており、1つは通学上の安全が確保できない場合、もう1つが特別な事情により、となっている。この不承認の事由に、学校規模により受入れができない場合、という事由を追加するとともに、その場合は、近くの学区の学校に通学できる趣旨の追加も考えている。

○石井委員

不承認とする場合は、全ての学年を対象とする、という考え方であるか。

○松澤教育指導課長

資料6の「3 留意事項」で記載したとおり、既に通っている児童は通学できるように配慮する必要があるため、今後入学する新1年生が対象になると考えている。

○綾部委員

学区に住んでいる児童が通学できるようにすることが最優先と思う。ただ、現在の指定変更制度の中で兄弟が通っている場合に別の学校になってしまう、というものかどうかと思う。

資料の表を見ると、学区外の児童を入れてもクラス数が変わらない学年が多い、現状では4年生以外は変わらない。この状況で指定変更制度を変えることにどのくらい効果があるか疑問である。このことについて事務局はどのように捉えているか。

また、今後、三の丸小学校の児童数の推計はどのようになっているか。マンション建設等不確定な要素もあると思うが、まだまだ増えると想定しているのか。それとも減る傾向にあるものなのか。

学区外の児童の受け入れについて、例えば小規模特認校では定数を超えると抽選を行っている。指定変更についても、学校規模を超えそうな場合は一律不承認とするのではなく抽選を行うなど、一定の配慮は必要ではないか。

○松澤教育指導課長

要綱を変更し、不承認とする場合の運用については、年度ごとの学区の児童を考慮しなくてはなら

ないが、現時点で何人、といった考えはまだ持ってない。検討していく。

○岡田教育部副部長

児童生徒数の見込みについては、新しい学校づくり推進事業の一環として各校の推計を行っている。昨年度時点の推計では、今年度はもう少し児童が増える見込みだったが、現実にはそこまで増えなかった。特に、マンション建設については予測が難しいが、今までの実績では入居者全体の1割程度の児童数となっている。不動産業者も「人気の三の丸小学校区」と謳っており、今後も短期的には増加することを想定しているが、中長期スパンでは減少すると見立てている。また、対応の一環として、来年の4月には放課後児童クラブを学校外に移転する計画も進めている。

○阿部委員

保護者として、指定変更という制度があったことを知らなかった。綾部委員ご指摘のとおり、4年生しかクラス数が変わらないのであれば、事務局案どちらかを採用する、というより両方やらなければいけないのではないかと。まずは、目先の児童数が超過してしまう場合は案1が現実的である。ただ、長期的にみると案2と両方やらなければならないのではないかと。

また、要綱を見ると、第7条に「虚偽の事実の申し立て」により取り消せる、と記載されている。調査などは行っているのか。

○相川教育指導課学事・教職員係長

虚偽の記載と思われる事例はある。例えば、三の丸小の近くで預かるところがある、という申し立てがされているので歩いて下校できるはずのところ、車で迎えに来ているということもある。しかし、今日はたまたまですと言われると、教育委員会は捜査機関ではないのでそれ以上の追及ができない、というのが現実のところである。

○山本委員

案1、案2であれば案1が現実的と思う。学区の境界線を変更するというのは大変であり、案2は厳しいと思う。阿部委員の言うとおり、今後もっと児童数が増えるのであれば案2も検討する必要があると思う。案1の場合、宮内委員の言うとおり、現在通っている児童やその弟妹に不利益が生じないようにした方がよいと考える。

○岡田教育部副部長

ご意見のとおり、現在通っている児童の不利益とならないようにしたい。

中長期の対応については、新しい学校づくり推進事業において、学校の配置について検討しており、学区見直しについても合わせて検討していく必要がある。

今回は三の丸小を事例としているが、（学校の）建設から30年経つものの、比較的新しいということもあり人気となっている面もある。三の丸小だけ学区の境界を変える、というのはもともと住んでいる住民からすると、なぜ自分たちの地域だけが変わるのか、という思いを持つと思う。

学区については全体的に検討・整理していく必要がある。

○坂本委員

学区の児童が優先であると思う。私は1年半前に移住してきたが、当時不動産会社から「三の丸小学校区で人気がある」と説明を受けた。

コロナ期の終了により、在宅ワークから出社への揺り戻しが増えていると聞く。

例えば小田原市に住んで新幹線で都内に通勤するという家庭もあると思う。その場合、放課後もさることながら子供の朝の時間の過ごし方が問題となり、子供を朝、小田原駅で送ってから出勤する、となる場合がある。

小学校で子供を朝預かってくれる等の施策があれば、学区変更せずとも、安心して自分の住まう学区の小学校に通わせることもできるかもしれない。

○岡田教育部副部長

朝の預かりというのは小田原市内の小学校でもご意見をいただくことがあり、全国的にも学校が始まる時間と通勤時間の違いを考慮して、預かり等に対応している自治体もある。現状では場所や人員の問題もあり、検討し始めたばかりであるが、参考にさせていただきたい。

○内山副会長

皆さんのご意見はもっともであると感じる。まず、この審議会の流れを確認したい。今日は方向性を決めればよい。

○岡田教育部副部長

今回審議事項が2つあり、1つ目の通学学区の改正については事務局案の方向でよいと思う。こちらは次回の審議会で答申をいただきたいと考えている。2つ目については難しい問題であり、事務局が提示した案1、案2のほかに対応方法があるかご意見があればお願いしたいと考えている。今回は委員の皆様から意見をいただき、次回は頂いたご意見をもとに事務局として整理をして再度審議していただき、3回目の審議会で答申をいただきたいと考えている。

○内山副会長

今日は意見を交換するということで理解した。学区の児童が通える、ということが基本であると思う。要綱をどうするか、運用をどうするか、という話であると思う。学区を変更するのは影響も大きく大変である。案1が現実的であると思う。

他の自治体では不承認の理由として「学校運営に支障をきたす場合」等を定めているところもある。また、転居の事由について期限を設けている自治体もある。

共働きや店舗経営など、それぞれの事由について優先順位を設けることなどは難しい。どのように運用をするのか議論できるとよい。

○関野会長

三の丸小学校区については緑、幸、万年、十字の4自治会が含まれており、昔は商店街だったが今はマンションが多くなっている。広報誌などは自治会長が配り切れず、市の広報広聴室に個別に配布するように要望したところである。また、保護者の住所が三の丸の学区外でも、祖父母の家が学区にあり、学校が終わったら祖父母の家に帰る、という家庭もある。

○石井委員

私は芦子小学校の校長をしている。年に数名三の丸小学校に学区外で通学している児童がいる。芦子小学校は学区の端のほうにあり、三の丸小学校のほうに近い家庭もある。近い学校に通えるようにしてほしい、という保護者からの意見もある。

各小学校でそれぞれ特色がある。三の丸小学校は施設が新しく立派、というはあると思う。

学校ごとの特色として、早い時間に児童を預かるというのがあってもよいのではないかと。芦子小学校は登校時間が8時からとなっているが7時半に校舎に来て待っている、という事例もある。

○宮内委員

今回の児童数が増えた背景はマンションの建設がある。桜井地区も住宅が急激に増加した時期がある。これから宅地開発が進む地域があるかもしれない。今後、子供の数がどうなるかは予測が難しいと思うので、区域外の児童を受け入れない、という条項をどう記載するかは難しいところであると思う。

居住地が学区外で預かり先があるためその学区の学校に通う、ということはある得る話である。放課後児童クラブ的な解決方法もあるかもしれない。この審議会で解決できる話ではないかもしれないが、議論が必要ではないか。

○関野会長

他に意見はないでしょうか。いろいろご意見をありがとうございます。いただいたご意見を踏まえて、次回の審議会には事務局として精査した方向性を示していただきたいと思います。それでは議事（４）についてはこれで終了とします。

次第６ 議事（５）その他

○関野会長

議事（５）その他について、事務局から説明をお願いします。

○事務局

会長、委員の皆様、ご審議お疲れ様でした。事務局から２点事務連絡がございます。

まず、１点目として、委員会の会議録でございますが、会議録は事務局が作成したのち、委員の皆様にご確認いただいたうえで、市のホームページで公開させていただきます。

２点目ですが、次回会議の日程につきましては、５月３０日（金）の１４：００から、場所は小田原市役所を予定しております。後日、改めてご案内させていただきます。よろしくお願いいたします。

○関野会長

ありがとうございました。以上で、予定していた議事は終了しました。それでは、進行を事務局にお返しいたします。

次第７ 閉会

○司会

それでは、以上で、第１回小田原市学区審議会を終了いたします。長時間にわたりご審議いただき、ありがとうございました。